

鳥獣の捕獲を目的として国有林へ入林される皆様へ

国有林で働く職員、国有林で事業を行う事業者、 国有林へ入林する者等を事故から守るための安全遵守事項

鳥獣の捕獲を目的として国有林へ入林される場合は、下記の注意事項を厳守し、絶対に事故を起こさないようご注意願います。

記

- 千葉県内の国有林での狩猟は、平日を避け、土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）
を行うようお願いします。
- 実際に入林する日が決まったときは、入林予定日の3業務日以前（※）の17時までに、日にちと場所
を電話・FAX・電子メールのいずれかの方法によりその都度ご連絡下さい。
※土曜日・日曜日に入林する際はその前の水曜日17時まで
- 立入禁止区域（作業予定区域及びその周辺区域等）については、入手した立入禁止区域図等によりその位置を確認し、立入禁止区域内への立入り及び発砲を行わないで下さい。
- 車両ごとに「入林届」の写しと別紙2の「野生鳥獣の捕獲等実施中 入林時注意」と書かれた注意喚起
看板を車体側面等（入林届については車内で可）の見やすいところに掲示して下さい。
- ゲートから先は、一般車両の通行は出来ません。林道は国有林野事業で使用しており、それ以外にも緊急車両が通行する場合があります。それらの車両の通行を妨げないようにしてください。
- 他の森林管理署等の管内に入林する場合は、当該森林管理署等においても同様の入林の手続をして下さい。
- 一般の方が入林している場合がありますので十分ご注意願います。
- 入林される際には、火気に十分注意し、山火事予防にご協力下さい。
- 入林された方が、落石、滑落、交通事故等により災害にあった場合でも、千葉森林管理事務所では責任を負いませんので十分ご留意願います。

千葉森林管理事務所

TEL：043-242-4656

FAX：043-242-4658

E-mail：ks_chiba_postmaster@maff.go.jp

野生鳥獣の

捕獲等実施中

入林時注意